

旅行条件書（募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)「募集型企画旅行契約」とは、だいたいツアー（以下「当社」という）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って旅行サービスの提供を受けることができるように手配、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件はホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社 旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (3)電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受ける場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾に旨を通知した翌日のから起算して3日以内にお申込内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (4)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(3)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (5)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (6)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (7)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方が単独で参加される場合は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいがある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障害者補助犬をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- (4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため、介助者や同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6)その他当社の業務上の都合がある時は、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)その他ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものを。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。(クリーニング代、電報電話料、飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料など。)

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供

の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない

事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定されている程度を大幅に超えて改定された時は、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額するときは、旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)旅行代金が増額され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)第8項により旅行代金が増額され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けられなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の設備不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、所定事項を当社に提出していただきます。この際、交替に要する手続料として所定の費用をいただく場合があります。また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

12. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ記載の取消料をいただきます。
- (2)旅行代金が期日までに支払われなるときは、当社は該当期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約金をいただきます。
- (3)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・祝は機関などの行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

13. ご旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - 【1】旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には、ホームページに記載のお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお問い合わせいたします。
 - 【2】お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が増額されたとき。ただし、その変更が<変更補償金>の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)記載の最終旅行日程表を規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (2)当社の解約権
 - 【1】お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 【2】次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. 当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能・その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客様が旅行契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客様の人数がホームページに記載した最少催行人員に満たなかったとき。この場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 【3】当社は本項(2)の【1】による旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約金を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

14. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - 【1】お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

【2】お客様の責に帰さない事由によりホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく該当不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を解除することができます。

【3】本項(1)の【2】の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解約権

【1】当社は次にあげる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

【2】解除の効果及び払い戻し

本項(2)の【1】に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目ですでに支払い、又は支払わなければいけない費用があるときは、これらをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

【3】本項(2)の【1】の○により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

【4】当社が本項(2)の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

15. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、「第9項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」または、「第11項から第13項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)クーポン券類の引き渡し後の払い戻しについては、お渡し委したクーポン券類が必要となりません。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

16. 添乗員

(1)「添乗員同行」表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示にしたがって頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2)「現地添乗員同行」表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3)「現地係員案内」表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4)個人型プランには添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身で旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取りやめにする場合、当社に連絡をお願いいたします。なお、当社が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でご利用予定のサービス提供機関への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は権利放棄したこととなり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

17. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は本旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が次にあげる例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する障害
- 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 官公署の命令、伝染病による隔離又は生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 自由行動中の事故
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)当社は手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

18. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任

が生じるか否かを問わず、当社旅行予約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(入院期間に応じて2万円～20万円)及び通院見舞金(通院期間に応じて1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につ

きましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払い機能カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときにはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

19. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

20. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】【2】【3】で規定する変更を除きます。)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてはなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ.戦乱 ウ.暴動 エ.官公署の命令 オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

【2】第13項及び第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

【3】ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前	旅行開始日以
	日までにお客様に通知した場合	降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
【4】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
【7】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であ	1.0%	2.0%

って、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)

【8】 ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
---	------	------

【9】 上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
--	------	------

注1：ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更に付き1件として取り扱います。

注2：【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6：【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注8：【7】宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

21. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

22. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

23. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

<旅行企画・実施>

だいたいツアー 青森県知事登録旅行業第地-8号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鷺見192-1
国内旅行業務取扱管理者 斉藤静穂

この旅行条件書は2023年2月の基準に基づきます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関しご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。